

定期監査（こども園）結果の概要（10月及び11月実施）

1 監査対象園

つるまきこども園

2 監査実施期間

令和5年10月2日（月）から同年11月6日（月）まで

3 監査の場所

監査事務局及び監査対象こども園

4 監査対象事務

次に掲げる事務のうち、令和5年4月1日から同年7月31日までに執行されたものを対象とした。

(1) 収入事務

(2) 支出事務

(3) 契約事務

(4) 財産管理事務

5 監査の着眼点及び方法

着眼点（4項目）を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、次のとおり調査を実施した。

(1) 伝票処理が適正に行われているかについては、伝票の内容を確認した。

(2) 契約事務が法令等に基づき適正に行われているかについては、契約内容を確認した。

(3) 歳入調定及び収入事務が法令等に基づき適正に行われているかについては、歳入調定票の内容を確認した。

(4) 備品管理が適正に行われているかについては、備品の管理状況及び備品管理票の内容を確認した。

6 監査の結果

監査の結果は、以下に掲げるとおりであった。なお、事務処理上注意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施の際に、関係職員に対して口頭等で改善を指示した。

(1) 収入事務

適正に行われていた。

(2) 支出事務

適正に行われていた。

(3) 契約事務

適正に行われていた。

(4) 財産管理事務

適正に行われていた。